

香川県広域水道企業団情報共有システム利用の手引き

(趣旨)

第1条 この手引きは、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事における、情報共有システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間の異なる組織間で情報を交換、共有することにより業務の効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人のほか、監理技術者や主任技術者等の関係者をいう。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、主任監督員、専任監督員）をいう。

(4) 工事帳票

水道工事共通仕様書で定義する書面で、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事打合簿等の定型書類や、それらに添付して提出される資料をいう。

(5) LGWAN—ASP

LGWAN（総合行政ネットワーク）という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介して、各種行政事務サービスを提供するもの。

(利用の対象)

第3条 情報共有システム利用の対象工事は、企業団が発注する全ての工事とする。

(特記仕様書における記載)

第4条 発注者は、情報共有システム利用の対象工事とする場合は、特記仕様書において、その旨を記載するものとする。

(利用手続)

第5条 受注者は、契約締結後、速やかに情報共有システム利用の有無を工事打合簿により監督員に提出し、利用する場合は、利用するシステム名や受注者側の利用者を記載した情報共有事前協議シート（様式第1号）を用いて発注者と協議しなければならない。

(利用システム)

第6条 システムの利用については、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 要件定義

利用するシステムは、国土交通省が定める情報共有システム提供者における機能要件を満たすもののうち、LGWAN-ASP で利用できるシステムとする。

(2) 利用方式

受注者が選択したシステム提供者と利用契約を行い、受注者の費用負担で利用する方式とする。

(3) 費用負担

システムの利用に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれることから計上しない。

(4) 工事帳票の処理

受注者及び発注者は、情報共有システムで帳票（「工事打合簿」、「材料確認申請書」、「段階確認申請書」、「履行報告書」等）を作成し処理するものとする。

なお、情報共有システムで行う工事帳票の承認や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取り扱うものとする。

(5) 情報管理

工事情報の漏洩や改ざんを防止するため、システム利用者は、ID 及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

(工事成績評定)

第7条 情報共有システムを利用した工事については、当面の間、工事成績評定における創意工夫の項目で加点する。

(委任)

第8条 本手引きに定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。